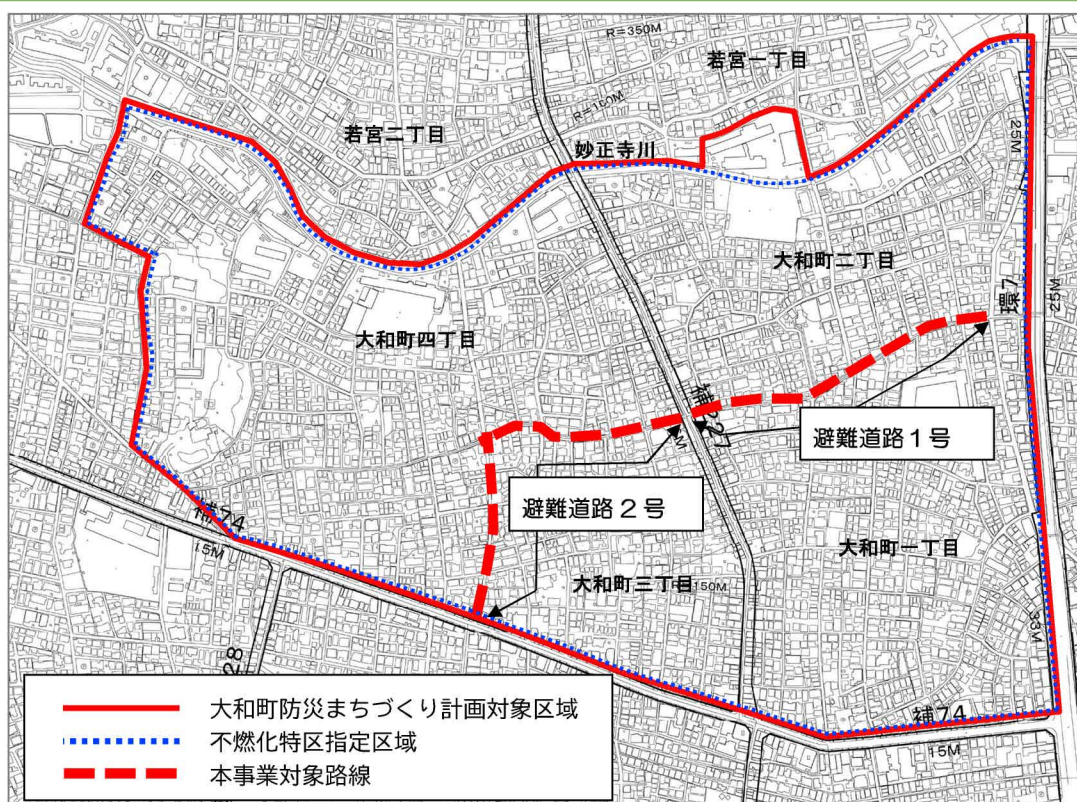


大和町防災まちづくり 避難道路1号・2号（優先整備路線）事業概要

大和町の避難道路1号・2号（優先整備路線）の位置付け

大和町の避難道路1号・2号（優先整備路線）は、地区内の東西の軸となり、避難場所や周辺道路とも連携し、生活基盤、防災上特に重要な避難道路であることから、様々な上位計画や基本方針、地域の声を踏まえ、『大和町防災まちづくり計画（平成30年11月策定）』において、公共主体で先行整備に着手する路線に位置付けられています。

避難道路1号・2号（優先整備路線）の事業概要



道路延長	864.2m	整備手法	道路事業
計画幅員	6.00m	事業期間	令和9年3月31日※

※目標としている期限です

不燃化特区指定区域内の減免制度

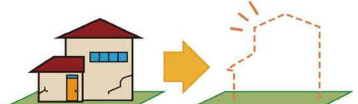
令和3年度から令和7年度までの期間について、不燃化特区指定区域内（上図参照）の建替後の建物や除却後の土地について、固定資産税や都市計画税が減免の対象となります。

○木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた建物



⇒ 5年間、新築した住宅に係る固定資産税・都市計画税を減免

○老朽建築物を除却し適正に管理している土地



⇒ 5年間、小規模住宅用地並に固定資産税・都市計画税を減免

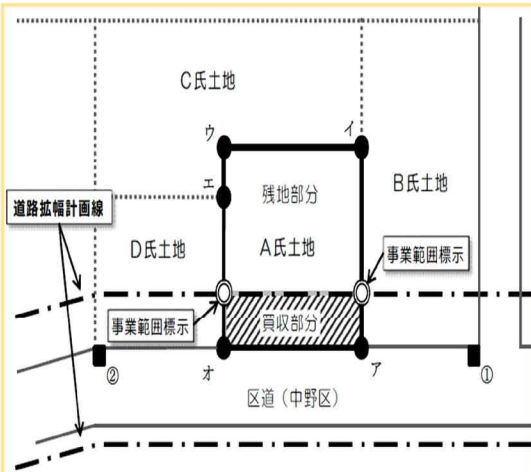
※減免を受けるためには、一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容につきましては、中野都税事務所（Tel.03-3386-1111）にご確認をお願いいたします。

用地の取得・補償

公共事業を進める上で土地が必要な時、土地の買収や建物等の移転・除却等の必要が生じる場合があります。これに伴い土地・建物等の権利者に補償することを用地補償といいます。

- ①土地売買代金：予め土地の境界を確認して土地の面積を算出し（用地測量）、近隣の取引価格及び不動産鑑定士による鑑定価額等を参考に、土地ごとに適正な土地価額を算定します。
- ②物件移転等に対する補償金：事前に物件を調査し、除却や移転に要する費用を算出します。

①土地売買代金

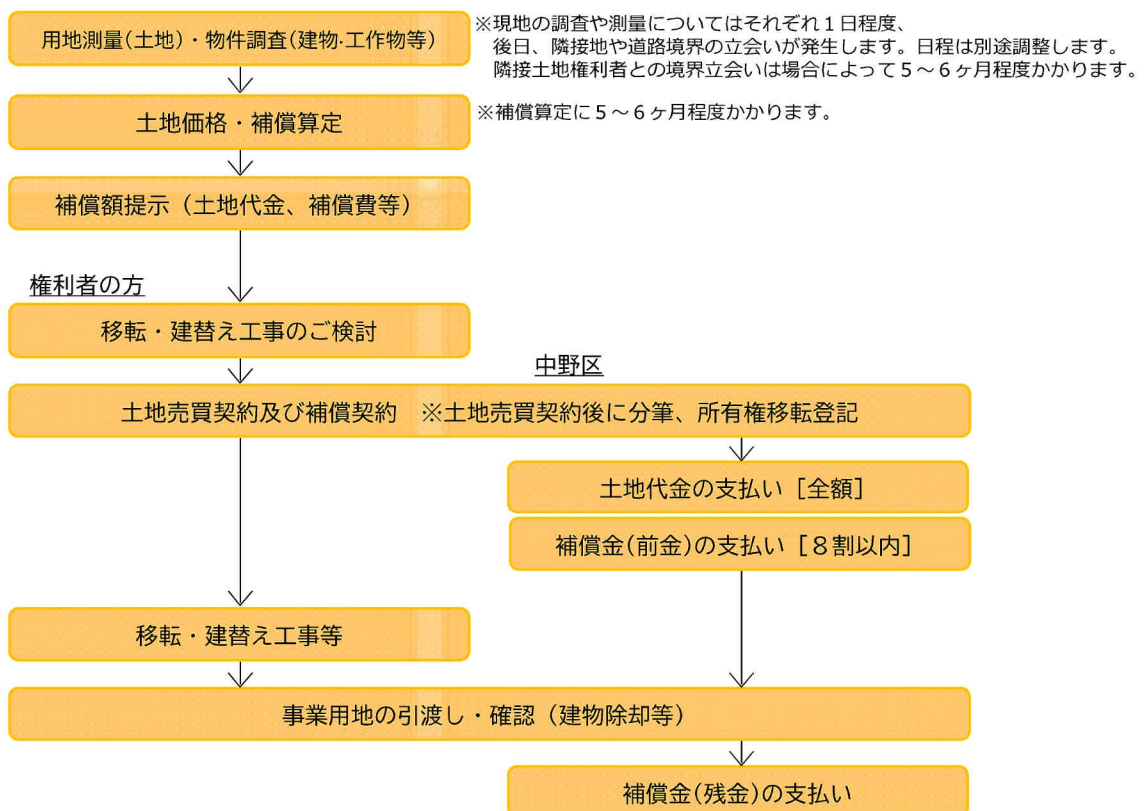


②物件移転等に対する補償金

補償種別	居住状態 ご自分の建物に居住	建物を賃貸している場合	
		建物所有者	借家人
建物移転補償	●	●	×
工作物移転補償	●	●	●
立木補償	●	●	●
動産移転補償	●	×	●
仮住居補償	●	×	●
借家人補償	×	×	●(仮住居補償される時以外)
営業補償	●(営業者のみ)	●	●(営業者のみ)
家賃減収補償	×	●(営業補償又は家賃減収補償のいずれか)	×
移転雑費補償	●	●	●

●：該当する補償があると認められた場合に補償の対象となるものです。
 ×：補償の対象となりません。

用地取得までの流れ



お問い合わせ先

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 大和町まちづくり担当 TEL 03-3228-8727